

法務省保総第228号
令和元年10月22日

最高検察庁総務部長 殿
高等検察庁総務部長 殿
地方検察庁次席検事 殿
矯正管区第二部長 殿
刑事施設の長 殿
少年院長 殿
地方更生保護委員会事務局長 殿
保護観察所長 殿

法務省保護局総務課長 瀧澤 一 弘 （公印省略）

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準に関する解説の送付について（通知）
標記解説を別添のとおり送付します。

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準解説

内閣は、令和元年10月22日に即位の礼が行われるに当たり、同月18日の閣議において、政令による復権のほか、一定の基準により、刑の執行の免除及び復権を行う特別基準恩赦の内容を定め、同日、「即位の礼に当たり行う特別恩赦基準」（以下「本基準」という。）を公表し、復権令及び本基準は、同月22日から施行、実施されることとなった。

特別基準恩赦は、一律に行う政令恩赦とは異なり、内閣が閣議決定により特別の基準を設け、これに該当する者につき一定の時期に集中的に行う個別恩赦であり、法務省に設置されている中央更生保護審査会が、個別に恩赦上申を相当とするか否かを審査し、相当と判断した者について法務大臣に上申、法務大臣が閣議請議をして閣議決定がなされるなど、その手続は、常時恩赦と同じである。

特別基準恩赦は、これまで、主に、政令恩赦を実施する際、その政令恩赦の要件から漏れた者を個別に救済し、衡平を期するという配慮から補充的に行われてきた（なお、特別基準恩赦が政令恩赦と共に行われる場合、政令恩赦の対象となる者が特別基準恩赦の対象となることはない。このような場合、政令恩赦に係る政令も特別恩赦基準も同日に公布・施行等されるところ、中央更生保護審査会の個別審査を経ず、一律に行われる政令恩赦の効力が常に先行するためである。）。

ここで設けられる特別の基準を「特別恩赦基準」といい、昭和34年の皇太子御結婚恩赦時以降、内閣の行う恩赦の決定の基準及びその手続が定められており、今回の特別恩赦基準においても、同様に、これらを定めることとなった。

平成元年の御大喪恩赦、平成2年の御即位恩赦及び平成5年の御結婚恩赦時の特別基準恩赦は、全ての恩赦の種類（特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権）について、恩赦の種類ごとに複数の基準を設けて行われた。

しかし、今回の特別基準恩赦は、これら3回のものとは異なり、

- ① 長期間刑の執行が停止されている者に係る刑の執行の免除、及び罰金刑に処せられた者であって刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっているものに係る復権のみに限定しつつ、
- ② 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき犯罪被害者やその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の視点に立った施策が推進されていることに鑑み、犯罪被害者等の心情の配慮に関する規定を置く

こととしている。

なお、平成元年の御大喪恩赦、平成2年の御即位恩赦及び平成5年の御結婚恩赦時の特別恩赦基準は縦書きであったが、今回は、法令以外の閣議請議文書が横書き化されていることを踏まえ、これら3回の特別恩赦基準の形式を参考にしつつ横書きで作成されることとなった。

これに伴うものも含め、今次の特別恩赦基準に関し、留意を必要とする事項を以下に

述べる。

- 1 本基準による恩赦は、本人からの出願を待って行うことを原則とするが、職権による上申も妨げないこととされている（第3項第4号）。

なお、今回も、平成元年の御大喪恩赦、平成2年の御即位恩赦及び平成5年の御結婚恩赦の際と同様、「刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令」（令和元年10月22日法務省令第39号。以下「特例省令」という。）が発せられているので、恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号。以下「規則」という。）第6条第1項所定の期間が経過していなくとも、本基準第7項により常時恩赦として処理されるものを除き、同条ただし書により出願期間の短縮願を提出する必要はない。

- 2 平成元年の御大喪恩赦、平成2年の御即位恩赦及び平成5年の御結婚恩赦の例に倣い、復権の基準（第5項第2号）に限定して、基準日を3か月延長する措置が講じられている。
- 3 平成元年の御大喪恩赦、平成2年の御即位恩赦及び平成5年の御結婚恩赦の例に倣い、例えば、本人の責めに帰せられない事由により基準日にわずかに遅れて略式命令が告知された者など、わずかな相異から要件に該当しない者については、本基準第7項において常時恩赦の対象とすることとされている。ただし、これによる場合は、特例省令が適用されず、出願について規則第6条の制限があるため、事案によっては出願期間の短縮願を提出する必要がある。

以下、本基準各項の内容について解説することとする。本基準の運用は、令和元年10月22日付け法務省保総第226号刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達（以下「三局長通達」という。）及び同日付け法務省保総第227号保護局総務課長通知（以下「総務課長通知」という。）により行われることとなるが、併せて、本解説を参考にされたい。

なお、恩赦事務の処理に必要な基礎知識として、恩赦上申事務規程（昭和58年法務省保恩訓第245号。以下「規程」という。）、昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号刑事局長・矯正局長・保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運用について」（以下「恩赦運用通達」という。）の内容も了知しておきたい。

（趣旨）

- 1 即位の礼が行われるに当たり、内閣は、この基準により刑の執行の免除及び復権を行うこととする。

本項は、特別基準恩赦を行う趣旨と、行う恩赦の種類を明らかにしたものである。

（対象）

- 2 この基準による刑の執行の免除又は復権は、令和元年10月22日（以下「基準日」という。）の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第

5 項第 2 号に規定する者については、その定めるところによる。

本項は、本基準による恩赦の対象となる者について定めている。

対象となる者は、原則として令和元年 10 月 21 日までに有罪の裁判が確定しているものであるが、第 5 項第 2 号により、一定の場合においては、基準日の延長措置が講じられていることに留意を必要とする。もとより、令和元年 10 月 22 日以後に略式命令の送達、即決裁判（交通事件即決裁判手続法（昭和 29 年法律第 113 号）にいう即決裁判をいう。以下同じ。）の宣告又は有罪、無罪、公訴棄却若しくは免訴の判決の宣告（以下「裁判の宣告等」という。）を受けたときはその対象とならないが、そのような事件の中には、事案の内容、犯情等から考えて、本基準に該当する者との均衡上個別恩赦に浴させるのが相当である者もあると思料される。これらの者から出願のあった場合には、規則第 6 条第 1 項所定の期間を経過していないことを理由に出願を受理しないという扱いはせず、常時恩赦として出願する意思があるかどうかを確認し、その意思があるときは、同項ただし書により恩赦出願期間短縮願書を提出させた上、期間短縮の許可を待って恩赦の出願をさせ、上申手続をとるのが相当である。なお、恩赦出願期間短縮願書と恩赦出願を同時に受理することはできない。

（出願又は上申）

- 3 (1) この基準による刑の執行の免除又は復権は、本人の出願を待って行うものとし、本人は、基準日から令和 2 年 1 月 21 日までに検察官又は保護観察所の長（恩赦法施行規則（昭和 22 年司法省令第 78 号）の定めるところにより刑の執行の免除又は復権の上申の権限を有する検察官又は保護観察所の長をいう。以下同じ。）に対して出願をするものとする。
- (2) 検察官又は保護観察所の長は、前号の出願があった場合には、令和 2 年 4 月 21 日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。
- (3) 第 5 項第 2 号の規定による復権の場合は、前 2 号の規定にかかわらず、それぞれ、第 1 号の出願は令和 2 年 4 月 21 日までに、前号の上申は令和 2 年 7 月 21 日までにすることができる。
- (4) 第 1 号及び第 2 号の規定は、この基準による刑の執行の免除又は復権について、検察官又は保護観察所の長が必要であると認める場合に職権により上申をすることを妨げるものではない。この場合においては、上申をする期限は、前 2 号に定めるところによる。

- 1 本項は、本基準による恩赦実施の手続について定めており、その内容は、平成元年の御大喪恩赦、平成 2 年の御即位恩赦及び平成 5 年の御結婚恩赦時の特別基準恩赦同様である。

すなわち、本人からの出願があったときに本基準による恩赦を行うこととしつつ（第 1 号）、職権による上申も妨げないこととされている（第 4 号）。

出願期間は、令和 2 年 1 月 21 日までを原則とするが（第 1 号）、基準日の延長措置

が講じられた第5項第2号については、同年4月21日までである（第3号）。

また、上申期間は、令和2年4月21日までを原則とするが（第2号）、基準日の延長措置が講じられた第5項第2号による復権についての上申は、同年7月21日までである（第3号）。

そして、職権による上申をする場合の上申期限は、第2号及び第3号の定めによるところによる（第4号）。

2 本項第1号、第2号及び第4号においては、上申権者として、保護観察所の長及び検察官を挙げている。

(1) 第4項の刑の執行の免除の上申権者については、規則第1条の2第1項第3号に基づき、「有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官」のみとなる。

(2) 第5項第1号及び第2号の復権の上申権者については、規則第3条第1項第1号及び第2号に基づき、「保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどった保護観察所の長」又は「その他の者については、最後に有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官」となる。

ただし、この場合の上申権者は、検察官となることがほとんどである。

保護観察所の長が上申権者となるのは、①ある者の消滅していない刑のうち最後に言い渡された刑が、罰金刑の執行猶予付保護観察であって、かつ、②遵守事項違反によりその者の執行猶予が取り消され、さらに、③その者が罰金を納付した場合又は罰金支払い未了のまま、その罰金刑の時効の期間が経過した場合（刑法第31条及び第32条）に限られる。

3 第4項の刑の執行の免除の上申権者については、規則第1条の2第1項第3号に基づき、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官となるが、その事務処理に当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

(1) 検察官が行う上申は、恩赦上申事務の重要性に鑑み、最高検察庁の検察官がすべきものについては検事総長、高等検察庁の検察官がすべきものについては検事長、地方検察庁又は区検察庁の検察官がすべきものについては検事正が行うものとされている（恩赦運用通達1の(1)）。

ただし、有罪の裁判が地方裁判所支部又は簡易裁判所でなされた案件に係る恩赦の出願の受理はもちろん、一般的な恩赦に関する照会又は相談の応接は、地方検察庁支部又は区検察庁においても行うので、本基準による恩赦の内容を了知した上、誠意をもって対応するよう十分な配意が必要である。

また、区検察庁は、恩赦願書を受理したときは、情状に関する参考資料（規程第12条第2項、総務課長通知第4）を提出させた上、上申願書等を事件記録と共に地方検察庁本庁又は支部に送付する。以後の上申事務は、地方検察庁本庁又は支部が行い、必要があれば区検察庁に調査等を行わせる（三局長通達第3の3の(1)）。

したがって、関連者が多い事案に係る出願については、区検察庁で受理されたものも含め、地方検察庁本庁又は支部において統一的に調査及び上申事務を行うこととなるが、関係庁の緊密な態勢により迅速適正な処理に留意する（三局長通達第3の3の(2)）。

なお、関係者が多数に上るものについて上申するときは、参考資料として判決結

果を記載した関連図を調査書に添付することとされている（総務課長通知第2の4，別紙1(1)・1(2)の各参考例参照。）

- (2) 甲地方裁判所において懲役刑（第1刑）の言渡しを受けその執行を猶予された者に対し、その後再犯により乙地方裁判所において懲役刑（第2刑）の言渡しがあり、第1刑の執行猶予の言渡しが取り消されたが、服役中本人が発病したため、第1刑及び第2刑共にその執行が停止されて釈放され、その後本人は相当期間療養に努めたものの健康が回復しないため、刑の執行の免除を上申する場合の上申権者は、第1刑については甲地方検察庁の検察官、第2刑については乙地方検察庁の検察官である（三局長通達第3の1）。

- 4 第5項第1号及び第2号の復権の上申権者については、前期2の(2)に述べたとおり、ほとんどの場合、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官となるが、その事務処理に当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

- (1) 2個以上の裁判により複数の罰金刑に処せられ、罰金の裁判をした裁判所が複数存在する場合の復権の上申は、恩赦願書を受理した検察庁の検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）が関係する検察庁の検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにして行う（三局長通達第3の2）。

- (2) 前記2の(1)に述べたとおり、地方検察庁本庁若しくは支部又は区検察庁においてそれぞれ関係事務を遂行するので留意する。

- 5 恩赦の願書の受理に当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

- (1) 恩赦の願書は、できる限り規程に定める所定の様式によることが望ましいが（規程第12条第1項）、この様式によらないものでも、規則第9条第1項の要件を具備しているものは、適法な願書として受理しなければならない。

- (2) 恩赦願書の受理に当たっては、当該事案について上申権があるか否か、また、特例省令の規定に該当しない者については、規則第6条（出願の期間制限）又は第8条（再出願の期間制限）に規定する所定の期間を経過しているか否か、さらに、刑法第27条（刑の執行猶予の効力）又は同法第34条の2（刑の消滅）の各規定により、刑の言渡し又は刑の免除の言渡しの効力が失われた者か否かを確認することが肝要である。そして、明らかに恩赦の出願ができないものについては、理由を付して本人に返戻すべきであるが、要件の解釈等については最終的には中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）の判断を待つべきものであることに留意する必要がある。これらの要件不備のみをもって受理を拒否することは厳に避けるべきである。また、願書の受理に当たり、記載内容につき補正を要するものは、補正を求めるのが相当である。

- (3) 願書を受理したときは、当該願書に受理印を押なつするなどして、必ず受理年月日を明確にしておかなければならない（恩赦運用通達1の(10)）。これは、規則第8条に規定する再出願のための期間の起算日（願書を上申権者が受理した日）を確定するためである。

- (4) 恩赦の出願は、本人自身によることが望ましいが、代理人によることも可能である。この場合には、代理権限を証する書面を徴し、これを恩赦上申書正本に添付す

るとともに、副本には同書面の写しを添付する必要がある。

(5) 本基準による恩赦の上申は、検察庁の長（区検察庁にあつては検事正。前記2の(1)参照）が行うこととなる。検察庁支部若しくは区検察庁に対応する裁判所支部若しくは簡易裁判所において有罪の裁判があつた者に係る恩赦願書の受理を支所又は支部若しくは区検察庁において行った場合においても、願書のあて先は支所又は支部の長等ではなく、検察庁の長（区検察庁にあつては検事正）とすべきである。

6 本基準による恩赦は、本人からの出願を待つて行うことを原則としている。しかし、例えば、刑の執行の免除の基準の対象となる者などについては、本人による出願の困難さ等を考慮し、第3項第4号の定めにより職権により上申することを検討することが相当である（三局長通達第2の2）。

なお、審査会による恩赦上申の受理から恩赦の決定までの所要期間は通常概ね3か月程度と見込まれるが、諸般の事情から、特に迅速な処理が要請されると考えられるので、恩赦の上申に当たり、緊急を要する場合には弾力的運用を図り、いやしくも事務の遅滞により恩赦決定が本人の必要とする期日を徒過することのないよう上申手続をとる必要がある。このような案件については、緊急を要する理由を付せん等で明示すべきである。

7 その他、事務処理上留意すべき事項については、三局長通達第8参照

（刑の執行の免除の基準）

4 刑の執行の免除は、基準日の前日までに刑に処せられた者のうち、懲役、禁錮又は罰金に処せられ、病気その他の事由により基準日までに長期にわたり刑の執行が停止され、かつ、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められるものであつて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情、刑の執行の免除を必要とする事情等を考慮して、特に刑の執行の免除をすることが相当であると認められるものについて行う。

1 本項は、刑の執行の免除を行うに当たっての判断基準を定めたものである。

2 「刑の執行が停止され」る者とは、懲役又は禁錮の執行停止中の者（刑事訴訟法第480条及び第482条）及び罰金により労役場に留置され、その労役場留置の執行停止中の者（刑事訴訟法第505条により準用される同法第480条及び第482条）であり、罪の種類について特段の制約を受けない。

病気等の疎明資料である診断書は、必ずしも検察庁の指定した病院の作成に係るものであることは必要ではなく、検察官において信用し得るもので足りる。

3 「その他の事由」とは、刑事訴訟法第482条に規定する事由のうち、年齢が70歳以上であることや、身体に著しい障害があることなどが代表的な例である。

また、「長期にわたり刑の執行が停止され」の「長期」については、具体的事案によってその期間が異なり、病状、年齢、残刑期等の諸事情から総合的に判断すべきであるが、懲役又は禁錮に処せられた者については通常は5年前後、例外的には2年ないし3年となることもあり得る。

「なお長期にわたりその執行に耐えられない」とは、将来においても刑（労役場留置処分を含む。）を執行し得る見込みがほとんどない場合をいう。

- 4 「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情・・・等」については、平成元年の御大喪恩赦、平成2年の御即位恩赦及び平成5年の御結婚恩赦時の特別基準恩赦同様に、更生保護法第90条第1項が規定する中央更生保護審査会の調査すべき項目を参考に規定されたものである。刑の執行の免除は、これらの項目を総合的に考慮して、特に刑の執行を免除することが相当であると認められるものについて行われる。

- 5 「犯情」とは、犯罪の軽重を含む犯罪の情状である。

「本人の性格」とは、性質、知能程度、精神的疾患の有無を含む健康状態、常習性の有無等をいう。

「行状」とは、当該犯罪行為以外の一般的な生活態度をいい、刑の言渡し以前のものをも含む。

「犯罪後の状況」とは、改しゅんの情及び再犯のおそれの有無のほか、恩赦出願までの行状を含む。

「社会の感情」とは、犯行及び恩赦に対する地域社会（犯罪地及び本人の居住地）の感情や、これを踏まえた広い視野からの良識ある社会人の法感情に基づく評価なども考慮すべきである。また、応報感情の融和が刑罰の機能の一つであることに鑑み、社会一般及び犯罪被害者等の感情が融和されているか否かについても重視しなければならない（総務課長通知第2の3）。なお、犯罪被害者等の感情については、第6項の解説も参照のこと。

また、「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」には、共犯者との均衡、近親者の状況等が含まれる。

刑の執行の免除の場合には、処せられた刑の種類等も考慮しつつ、具体的事案に即して適切な検討をすることが望まれる（三局長通達第6の1）ところ、刑の執行の免除は、裁判所が言い渡した刑そのものは変更せず、残刑の執行だけを免除するものであるので、例えば、犯情や罪質等が悪質な事案であっても、本人の改しゅんの情が顕著で、行状が良好であることなど他の要件を充足していれば積極的に解して差し支えない。

また、刑の執行の免除については、その性質上、事案に応じて職権による上申を積極的に考慮すべきである。

（復権の基準）

- 5 (1) 復権は、1個又は2個以上の裁判により罰金の刑に処せられ、基準日の前日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た者（他に禁錮以上の刑に処せられている者を除く。）のうち、刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっていると認められるものであって、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等を考慮して、特に復権することが相当であると認められるものについて行う。

- 1 本号は、特別復権を行うに当たっての判断基準を定めたものである。
- 2 「1個又は2個以上の裁判により」とは、1個の裁判により1個又は複数の刑に処せられた場合と、複数の裁判により複数の刑に処せられた場合を含み、本基準による復権が裁判の数や刑の数によって制限されないことを注意的に規定したものである。
刑の「全部の執行を終わり又は執行の免除を得た」ことが必要であるから、複数の刑に処せられた者が、その刑の一部について執行を終わっていないときは、本基準の対象とはならない。
- 3 対象となる罰金の個数は問わない。したがって、複数の罰金に処せられた者も対象となるが、その場合は、全部の罰金刑について基準日の前日までに執行を終了し、又はその免除を得ていることが必要である。つまり、罰金についてその執行が猶予され、現に、執行猶予の期間中にある者は、復権の対象とならない。
また、本基準による復権は、罰金刑のみに処せられた者のみを対象としているので、過去に禁錮以上の刑を受けた者であって、その刑が未だ消滅をしていないものについては、本基準による復権の対象とならないこととなる。
なお、上申権者については、第3項の解説で述べたとおりである。
- 4 「社会生活を営むに当たり障害となっている」とことは、刑に処せられたことにより本人の就職、結婚のみならず、子女の養育など日常生活を営む上で本人自身が制約を受けていることである。特定の資格制限を取り除くことが必要な場合はもとより、社会生活を営む上での本人の精神的側面も含めた事実上の障害を取り除くことが必要な場合も含む趣旨である。
- 5 「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」の意義は第4項の解説で述べたとおりである。

(2) 前号に規定する者のほか、基準日の前日までに1個又は2個以上の略式命令の送達、即決裁判の宣告又は判決の宣告を受け、令和2年1月21日までにその裁判に係る罪の全部について罰金に処せられ、基準日から令和2年1月21日までにその全部につき執行を終わり又は執行の免除を得た者のうち、刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっていると認められるものであって、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等を考慮して、特に復権することが相当であると認められるものについても復権を行うことができる。

- 1 本号は、前号についての3か月間の基準日の延長措置を定めたものである。
何らかの事情によって基準日の前日までに刑が確定していない者についても、令和2年1月21日までに刑が確定し、更に基準日から令和2年1月21日までにその執行を終わり又は執行の免除を得た場合には、恩赦に浴する余地を設けたものである。
なお、平成5年の御結婚恩赦においても、同様の延長措置が設けられていた。
- 2 「基準日の前日までに」裁判の宣告等を受けていることが必要であるから、基準日以後に略式命令の送達等を受けた者は、いかなる場合であっても本号には該当しない（ただし、第7項の解説も参照のこと。）。

- 3 「1個又は2個以上の」については、前号の解説で述べたとおりである。
- 4 「即決裁判」については、交通事件即決裁判手続法（昭和29年法律第113号）にいう即決裁判をいう。
- 5 略式命令の送達を受け有罪の裁判が確定した者については、例えば、
- ① 略式命令の送達を受け、これが自然確定した者
 - ② 略式命令の送達受領後正式裁判の請求をし、その正式裁判が確定した者
 - ③ 略式命令の送達受領後正式裁判の請求をし、その正式裁判を取り下げて確定させた者
- が想定される。
- 6 判決の宣告を受け、有罪の裁判が確定した者については、
- i 有罪の宣告を受け有罪の裁判が確定した者
 - ii 無罪、公訴棄却の判決又は免訴の判決を受け、その後に有罪の裁判が確定した者
- が想定される。
- (1) 有罪の宣告を受け有罪の裁判が確定した者については、例えば、
- ① 公判で有罪の宣告を受けた後、これが自然確定した者
 - ② 公判で有罪の宣告を受けた後、これが上訴権の放棄で確定した者
 - ③ 公判で有罪の宣告を受けた後、これが上訴の取下げで確定した者
 - ④ 公判で有罪の宣告を受けた後、これが上訴の棄却で確定した者
 - ⑤ 基準日前の第一審において刑の宣告を受けたが、控訴審において原判決が破棄され新たに罰金の言渡しを受けてこれが確定した者
- が想定される。
- (2) 無罪、公訴棄却の判決又は免訴の判決を受け、その後に有罪の裁判が確定した者については、例えば、
- ① 基準日前の第一審において無罪又は免訴の判決の宣告を受けたが、控訴審において原判決が破棄され新たに罰金の言渡しを受けてこれが確定した者
 - ② 基準日前の裁判において公訴棄却の判決の宣告を受けたが、その後、新たに罰金の言渡しを受けてこれが確定した者
- が想定される。
- 7 上訴中の者が、これを取り下げて刑を確定させ、本号により出願する場合が予想されるが、前号の「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」を考慮して、慎重かつ適切な調査を必要としよう。
- 8 「社会生活を営むに当たり障害となっている」については、前号の解説で述べたとおりである。また、「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」の意義は第4項の解説で述べたとおりである。

（犯罪被害者等の心情の配慮）

- 6 前2項の規定の適用に当たっては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき犯罪被害者等の視点に立った施策が推進されていることに鑑み、本人がした犯罪行為により被害を受けた者及びその遺族の心情に配慮するものとする。

1 本項は、犯罪被害者等の心情の配慮について定めたものである。

なお、日本国憲法施行後行われた特別基準恩赦において、本項同様の規定は設けられた例はない。

2 犯罪被害者等の心情については、内閣が、憲法第73条第7号に基づき常時恩赦を決定するに際しても考慮している。すなわち、内閣が常時恩赦を決定するに先立ち、中央更生保護審査会が法務大臣に恩赦の申出をすることとするか否かを判断する際には、更生保護法第90条第1項に基づき行う、本人の行状、社会の感情その他の事項の調査の一環として、犯罪被害者等の心情についても調査されている。

とはいえ、今般、特別基準恩赦を行うに際し、平成17年施行の犯罪被害者等基本法などに基づき、犯罪被害者等の視点に立った施策が政府全体で強く推進されていることに鑑み、犯罪被害者等の心情に配慮する旨の定めを、注意的に置くこととした。

3 本項の「本人がした犯罪行為により被害を受けた者及びその遺族」の心情については、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第1条の「犯罪により害を被った者（以下「被害者」という。）及びその遺族・・・の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もってその権利利益の保護を図ることを目的とする。」という規定ぶりを参考にした。

なお、本項において配慮の対象とすべきは、犯罪被害者等一般の心情ではなく、恩赦の申出のあった加害者がした犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の心情であることは明らかである。犯罪被害者等を定義するに当たっては、この点を明確にするため、「犯罪により害を被った」という文言ではなく、「申出のあった者がした犯罪行為により」という文言を用いた。

5 「配慮するものとする」について、本規定は注意的な規定である。犯罪被害者等の心情の把握については、事案の軽重等に応じ、社会の感情を考慮するに当たって犯罪被害者等の心情に配慮できる適切なものであれば、それで足りる。

6 上申権者は、本基準による恩赦の上申について、本項の趣旨を踏まえ行う必要がある。第5項の刑の執行の免除については、罪の種類について別段の制約を受けないことから、本人が犯罪被害者等に対し重大な被害を及ぼしている可能性があるため、その上申に際しては、犯罪被害者等への調査を十分に尽くす必要があることに留意されたい（三局長通達第4の1）。

（その他）

7 この基準に当たらない者であっても、刑の執行の免除又は復権を行うことが相当であるものには、常時恩赦を行うことを考慮するものとする。

本項は、本基準に該当しない者について、事案の性質、犯情等の諸点からみて、本基準による恩赦に準じて取り扱うことが相当と認められる場合に、該当者との均衡を

保つ上からも、常時恩赦の対象として救済しようとするものである。

そのような者に対しては、恩赦の出願を促し、又は職権による恩赦上申を検討することが相当である。

なお、これらの者の出願には、特例省令は適用されないため、出願については規則第6条に定める出願期間の制限があるので、留意する必要がある。

ちなみに、本基準に該当しないが、常時恩赦を行うことを考慮すべき者としては、本人の責めに帰せられない事由により基準日にわずかに遅れて略式命令が告知された者が考えられる。